

姫路吸入指導ネットワーク 会則

第1条 (名称)

本会は姫路吸入指導ネットワークと称する。

第2条 (目的)

本会の主旨は姫路地区における薬剤師による吸入指導において以下の目的を達成し、患者の吸入療法に貢献すること。

1. 病院と保険薬局が連携して、適切で統一化された吸入指導を行うこと。
2. 吸入指導の内容や患者の習得度がどの医療機関でも把握できること。
3. 吸入療法について常に最新の情報を共有すること。
4. 実技研修を通じて、吸入指導の質の向上とその維持を図ること。

第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 吸入療法の講演会及び吸入指導の実技研修会の開催。
2. 研修会参加者に対する「修了書」の発行。
3. 姫路地区共通の「吸入指導依頼箋+服薬情報提供書 (吸入指導報告書)」の運用及び管理。
4. その他本会の目的を達成するための必要な事業。

第4条 (会員)

本会の会員は姫路地区に勤務する病院の薬剤師及び保険薬局の薬剤師とする。

第5条 (運営・役員・任期)

会の運営は世話人会を組織し行う。

会には以下の役員を置く。

代表世話人 1名、世話人 6名、監査役 1名、顧問若干名

役員任期は 2年とし、再任を妨げない。

第6条 (所在地・事務局)

本会の事務局は姫路医療センター薬剤部内に置く。

〒670-0012 姫路市本町 6 8 番地 姫路医療センター薬剤部内

電話 (079) 225-3211 (病院代表) FAX (079) 225-3244 (薬剤部直通)

第7条 (会費・参加費)

年会費は徴収しない。

研修会等の参加費は必要経費分を徴収することがある。

徴収した参加費は研修会の会場費等の運営にあてる。

第8条 (会計監査)

会の会計年度は 1月 1日から 12月 31日までとする。

監査役は会計年度ごとに会計監査を行い報告する。

第9条 (設立)

平成 30年 1月 9日に会を設立。

第10条 (雑則)

この会則に定めるもののほか、会則の変更等必要な事項は世話人会で定める。

<附則>

平成 30年 1月 9日 作成

平成 30年 4月 1日 改訂：参加費、世話人の改訂 (下線箇所)

世話人会組織

代表世話人：砂金 秀美 姫路医療センター薬剤部長

世話人：田路 章博 姫路医療センター副薬剤部長

(兼任：監査役)

世話人：中村 友美 姫路医療センター薬剤師

(兼任：事務局、会計)

世話人：森保 貴典 姫路薬剤師会理事
世話人：佐桑 恵子 ぼうしや調剤薬局城東店管理薬剤師
顧問：河村 哲治 姫路医療センター臨床研究部長
顧問：水守 康之 姫路医療センター内科医長
顧問：寺田 邦彦 寺田内科・呼吸器科
顧問：浦上 文男 姫路薬剤師会会長

細則

第1条：研修会の開催について

研修会の開催は年1回以上とし、原則2月に開催する。

第2条：修了証の交付要件及び有効期間について

修了証の交付要件は本会の研修会参加とし、有効期限は約1年間（年度末まで）とする。

第3条：研修修了証取得者勤務保険薬局一覧の作成について

本会の修了証を取得した薬剤師の勤務する保険薬局一覧を作成する。また、この一覧は病院等で活用する。

<附則>

平成30年1月9日 作成

平成30年4月1日 改訂：研修会の開催の改訂

平成30年10月1日 改訂：研修会の開催の改訂（__下線箇所）